資料2

# 第73回 神奈川県公園等審査会

# 県立都市公園における指定期間の延長と指定管理者制度のあり方について

# （全体説明）

令和７年11月５日

県土整備局 都市部 都市公園課

# 1　現　状

○　県立都市公園では、平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在は、第４期目（令和４～８年度）を実施中であるが、**応募団体数は減少傾向**

**第４期に募集した24件（26公園）のうち、16件は１者のみの参加**

※　応募団体数：第１期：44団体、第２期：63団体、第３期：36団体、第４期：32団体

**辻堂海浜公園（藤沢市）**
令和６年度 利用者数 約169万人
【指定管理者　県公園協会、小田急電鉄他 】

**四季の森公園（横浜市）**
令和６年度 利用者数 約52万人
【指定管理者　県公園協会、サカタのタネ他】

Kanagawa Prefectural Government

# 2　第72回 公園等審査会（R7.3.19開催）での報告内容と対応状況

## ①　指定期間中の物価上昇への対応

現行制度では、物価や人件費等の上昇を調整する措置がなく、事業者側の過度なリスクを軽減するためにも、スライド制度等の導入が必要である。

➢　**令和９年度以降に新たに指定管理を開始する施設から、賃金スライドを導入予定。**

## ②　実勢を反映した積算単価の設定

警備費や法定点検等の単価は、直近３ケ年平均で算定されるため、実勢を反映した単価を設定する必要がある。

➢　**次期（第５期）指定管理から導入予定。**

## ③　公園の特性や民間活力を活かせる柔軟な制度設計の導入

・　指定期間を一律５年としているが、公園の特性や収益性等を考慮し、５年を超える期間も選択肢に加える必要がある。

・　民間のノウハウを活かした公園づくりをより進めるため、指定管理に加え、Park-PFI等の公民連携の併用も視野に入れた、柔軟な制度設計が必要である。

➢　**今後の方向性等について、公園等審査会にご報告し、ご意見等を伺いたい。**

# 3　課　題

## ○　指定期間を一律５年としていること

- ➢　民間事業者が**十分な投資ができず、公園のにぎわい創出につながるような事業展開を十分に行えていない**。
- ➢　**自然環境の保全を主体とした公園では**、安全管理や生態系に配慮した**計画的かつ順応的な自然環境管理が困難な状況**

辻堂海浜公園交通展示館
（展示の老朽化）

東高根森林公園

四季の森公園

（荒廃した森林の計画的管理の必要性）

秦野戸川公園
（未利用地の利活用）

三ツ池公園
（老朽化し利用客の減ったプール）

座間谷戸山公園
（里山生態系の保全の必要性）

はやま三ヶ岡山緑地
（常緑照葉樹の森の保全の必要性）

# 4　課題解決に向けた検討の方向性

**より魅力ある公園とするために指定管理のあり方を検討（イメージ）**

## ○　多様な公民連携手法の採用

➢　利用者が多い公園などでは、**指定管理者制度とPark-PFIの手法をセットで活用し、園内にカフェの設置など、公園の魅力向上**につなげる。

## ○　公園の特性を踏まえた指定期間の設定

➢　自然環境の保全を主体とした公園では、**計画的かつ順応的な自然環境管理をするため、指定期間を10年**とする。

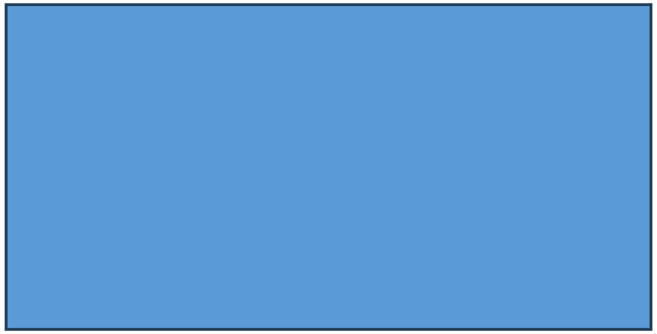

**いろは親水公園（埼玉県志木市）**
Park-PFIによる民間資金と指定管理をセットで公募し、カフェを整備の上、20年間の指定期間で管理運営している事例

**養老公園（岐阜県）**
指定管理者が、安定して収益を上げられるよう、10年間の指定期間とし、スポーツ施設やキャンプ場等を有料で管理運営を実施している事例

**野毛山動物公園（横浜市）**
動物公園という特性を踏まえ、動物飼育の専門家が長期的に管理運営できるよう、10年間の指定期間としている事例

**次期指定管理へ反映させていくため、指定期間を２年間延長(R4～R8をR4～R10)の上、検討予定**

➡　知事等で構成される庁内会議で２年延長が了承（R7.８）

# 5　検討の手順

○　P-PFI等の公民連携や、適切な指定期間の設定等については、公園ごとの特性を把握・整理し、民間等への意向調査等を踏まえた上で検討する必要がある。**(今回は下記のⅠ、Ⅱの報告について報告し、ご意見を伺う。)**

**Ⅰ　公園ごとの特性の把握・整理（公園の特性等を整理したマトリックス表を作成）**

(1) **公園の分類**・・・・

ア　自然環境保全型（賑わい創出型の公園ではないため、P-PFI等の公民連携検討から除外）
・・・斜面林と集水域で構成される里山や、森林を中心に構成される公園など

イ　観光型・・・公園が観光地となっている、もしくは観光地の近くに立地

ウ　地域密着型・・・住宅地に位置し主に近隣住民の憩いの場としての利用が中心（住区基幹公園）

エ　多機能型・・・多様なレクリエーション施設があり、近隣住民や遠方からも利用

(2)　**公園の魅力**・・・・景勝地、歴史資源、花の名所、湖　など

(3)　**観光**・・・・公園、サイクリングロード、登山、神社仏閣、海水浴　など

(4)　**交通利便性**・・・・鉄道駅やバス停留所から近い、遠い

(5)　**駐車場**・・・・あるかないか、台数の多少

(6)　**年間来園者数**・・・・多い、少ない

(7)　**公民連携候補箇所**・・・・公園内に、公民連携に活用できそうな場所があるか

**Ⅱ　民間等への意向調査**

Ⅰの結果を踏まえ選定した公民連携の可能性のある公園や、計画的な自然環境管理行う必要性のある公園等について、**公園基礎情報シート**を活用し、**民間等への意向調査**のほか、**他自治体の先進事例も調査**を実施

**Ⅲ　マーケットサウンディングの実施**（「Ⅱ　民間等への意向調査の結果、必要が生じれば実施）

Ⅱの結果を踏まえ、**P-PFI等の公民連携の見込みがある公園について、さらなる調査が必要な場合は、民間等へのマーケットサウンディング**を実施

**Ⅳ　公園の特性を踏まえた指定期間の設定や募集資料の作成**

P-PFI等の公民連携を行う公園やその他の公園について**適切な指定期間を設定し、募集要項資料**を作成

# 6　検討の手順（イメージ）

A公園、B公園、C公園、D公園、E公園、F公園、G公園、H公園

## Ⅰ　公園ごとの特性の把握・整理

- ①P-PFI等による公民連携の可能性がある公園
  (A公園、B公園)
- ②指定管理者による利用促進や自主事業の拡充の可能性がある公園
  (C公園、D公園)
- ③計画的かつ順応的な自然環境管理を行う必要がある公園
  (E公園、F公園)
- ④これまでどおり指定管理を行う公園
  (G公園、H公園)

## Ⅱ　民間等への意向調査

- 上記A～D公園について、指定管理業務経験者に加え、アウトドア、宿泊、飲食、不動産、観光リゾート、交通、造園等の民間に意向調査を実施
- 上記E～H公園について、指定管理業務経験者に意向調査を実施

## Ⅲ　マーケットサウンディング調査

意向調査の結果、A,B公園はP-PFI等による公民連携が見込めると判断し、マーケットサウンディング調査を実施
(※必要が生じれば実施)

## Ⅳ　公園の特性を踏まえた指定期間の設定や募集資料の作成

- A公園について、P-PFIと指定管理者募集を別々に行う
  (指定期間10年程度)
- B公園について、P-PFIと指定管理者募集をセットで行う
  (指定期間20年程度)
- C、D公園について、指定管理者による利用促進や自主事業の拡充を行う
  (指定期間７年程度)
- E、F公園について、計画的かつ順応的な自然環境管理を行う
  (指定期間10年程度)
- G、H公園について、これまでどおり指定管理を行う
  (指定期間５年)

# 7　スケジュール

## R７

第72回　3/19　報告①（課題提起）

下記Ⅰ、Ⅱの考え方を整理
- Ⅰ 26公園の特性の把握・整理
- Ⅱ 民間への意向調査

↓

**〇公園等審査会(11月５日)**
- 上記Ⅰ、Ⅱの実施に当たっての考え方や方法等について**報告**

第73回　報告②

↓

**Ⅰ　公園の特性の把握・整理**
- 26公園の特性の整理・把握
- 意向調査候補公園の基礎情報シートの作成
- 民間への意向調査内容の作成

↓

**Ⅱ　民間等への意向調査の実施**

↓

**〇公園等審査会(３月)**
- 意向調査の結果を踏まえ、P-PFI等による公民連携の候補となる公園の選定の考え方等について、**報告**

## R８

**Ⅲ マーケットサウンディング**
- 調査項目の検討
- 調査資料の作成

↓

**〇公園等審査会(７月)**
- 作成したマーケットサウンディング調査資料について、**報告**

↓

**Ⅲ マーケットサウンディング調査の実施**

↓

**〇公園等審査会(１月)**
**Ⅲ　マーケットサウンディング調査結果の報告**
**Ⅳ　公園の特性を踏まえた指定期間の設定や募集資料の作成**
公募資料の考え方　など
についてご**意見**を伺う

↓

**Ⅳ　公園の特性やP-PFIや指定管理者の募集資料の作成**

## R９

**〇公園等審査会(４月)**
- 公園ごとの募集資料の内容についてご**意見**を伺う

↓

- P-PFIや指定管理者の募集資料の修正

↓

庁内会議・県議会報告等の実施
(５～12月)

↓

募集要項の決定(12月)

↓

募集開始(１月)

↓

募集締切(３月)

## R10

**外部評価委員会**
**(４月)**

↓

指定管理者候補の選定・確認(５月)

↓

指定管理者候補の選定・確認結果の公表(６月)

↓

指定管理者の指定・告示(７月)

↓

基本協定の締結
(～３月)

↓

年度協定の締結(３月)